



令和3年4月16日
交通政策部

全国で第1号！ ～雪室を営業倉庫として登録～

北陸信越運輸局では、マルソー(株)からの申請に基づき、下記施設について、令和3年4月16日付けで倉庫業法の規定により営業倉庫(冷蔵倉庫)として登録を行いました。
雪を冷熱エネルギー媒体として活用する冷蔵倉庫としては、全国で初めての登録となります。

記

事業者名：マルソー株式会社
施設名称：柿崎雪室倉庫
倉庫所在地：新潟県上越市柿崎区百木324-1他2筆
倉庫の種類：冷蔵倉庫
倉庫容積：953m³

いわゆる「雪室」と呼ばれる雪を利用した天然の冷蔵庫は、新潟県をはじめとする豪雪地帯において、食品等の貯蔵用に古くから活用されてきており、国土交通省としても、昨年に倉庫業法施行規則等運用方針を改正し、雪冷熱エネルギーを用いた倉庫について、機械による冷却方式と同様の冷却能力があると認められれば、営業倉庫として登録することを可能としたところです。

こうした背景のもと、今回申請された柿崎雪室倉庫については、施設内に約500トンの雪を貯蔵することで、年間を通じて倉庫内の保管温度を10℃以下に保つことが可能ということ等が確認できたことから、全国で初めて営業倉庫(冷蔵倉庫)として登録することとなりました。

今回の登録により、雪国にいがたの利雪による産業振興や自然エネルギーの活用促進が広がり、雪室による各種食品等の高付加価値化やブランド化がすすめられることが期待されます。また、従来の機械による冷却方式に比べ、省エネで地球環境にも優しいことが特徴であり、温室効果ガスの排出削減につながるものと考えています。

なお、今回の登録に際し、4月21日(水)11:00より、申請者に対し北陸信越運輸局長から、登録証の交付を行います。

取材ご希望の方は、前日の20日13時までに下記問合せ先まで事前に連絡をお願いします。

【問い合わせ先】

北陸信越運輸局 交通政策部 環境・物流課
担当：渡邊(わたなべ)、新井(あらい)
電話：025-285-9152 FAX:025-285-9171